

国内外経済の動向

公的年金制度改正の経済的影響と生保の役割

【ポイント】

1. 公的年金の法改正で、年金額が2年連続で減額された。保険料も引き上げられており、厚生年金の適用拡大により対象者も増加。本人や事業主の負担が増加するため、経済的な影響も大きい。
2. 今年度実施される厚生年金の適用拡大や受給開始時期の選択は、2019年の公的年金財政検証で提案されたものである。次回財政検証では、出生率や経済成長率等の低下が支給開始年齢や給付水準見直し等の更なる改正に繋がる可能性がある。
3. 金融庁は2021年12月28日に保険会社向けの総合的な監督指針を改正、厚生労働省は公的年金シミュレーターを立ち上げた。公的年金の見える化や改正が進むなか、生命保険会社等の創意工夫された情報提供も期待されている。

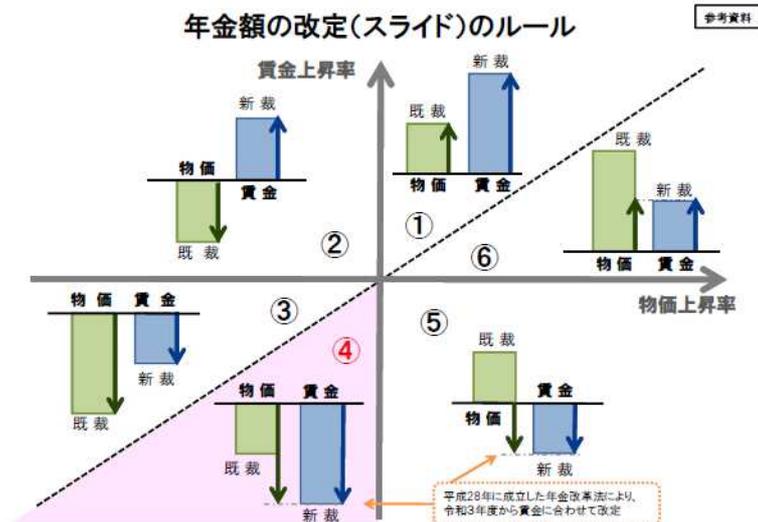
1. 公的年金の経済的な影響

2022年1月21日に厚生労働省から年金額の改定が公表され、2022年度の年金額は昨年度から0.4%引き下げとなった。昨年は0.1%の引き下げだったため、2年連続の引き下げとなり、家計の購買力低下が懸念される。この改定が実施されるのは4月、5月分が支給される2022年6月15日からで、本稿執筆が参議院選挙前ということもあり、年金減額についての報道も目立っている。

足元で物価が上昇しているにもかかわらず年金額が下げられる理由は、2021年4月から施行された年金額改定ルールの見直しにある。それ以前は、賃金と物価の上昇率がともにマイナスで、賃金の上昇率が物価の上昇率を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、賃金の上昇率のみマイナスの場合には、年金額を据え置くルールであったものを、2016年に将来世代の給付水準を確保し、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直された(図表1:④、⑤)。

なお、2004年の年金改正で導入されたマクロ経済スライドは、賃金や物価による年金額改定率がマイナスの場合には行われぬが、未調整分▲0.3%が翌年度以降に繰り越されており、年金の改定率がプラスになった場合、そのプラス幅を抑制する仕組みとなっている。

図表1. 2022年度の年金額改定(2022年度は④に該当)



(資料) 厚生労働省「令和4年度の年金額改定についてお知らせします」より引用

上記は年金給付への影響だが、保険料負担への影響はどうだろうか。国民年金保険料や厚生年金保険料は2004年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられ、2017年度に上限（国民年金保険料16,900円、厚生年金保険料18.3%）に達し、引き上げが完了した。しかし、国民年金保険料は産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より、保険料が月額100円引き上がり17,000円となった。また、2020年9月分の保険料から標準報酬等級の上限（62万円）が65万円に引き上げられ、厚生年金保険料が増加した方もいる。標準報酬月額の上限は、全厚生年金被保険者の平均標準報酬月額のおおね2倍とされており、2016年よりその金額が62万円を超えている状況が続いていたため、政令で上限が改正された。また、健康保険では標準報酬月額の上限該当者が3月31日現在で全被保険者の1.5%を超えた時、上限を見直すことができるとされている。

2022年10月から短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が実施される。短時間労働者（所定労働時間週20時間以上30時間未満や月額賃金8.8万円以上等の条件を満たす人）の中には、国民年金の第1号被保険者、第3号被保険者や国民年金に加入していない60歳以上等の人がおり、現行は500人超の会社であれば厚生年金の適用義務があるが、500人以下の企業では必ずしも適用されない。適用拡大が行われれば、被用者保険に加入することで給付増を享受しつつ、扶養から外れ、自らの希望する働き方を実現できるようになる意義がある。そこで、2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用するスケジュールで改正することになった。なお、健康保険についても厚生年金と一体で適用していくこととなる。1人当たり24.5～26万円の社会保険料の負担増加となるため、本人だけでなく、事業主の負担増加にも繋がる。

図表2. 個々の企業における追加的な保険料負担のイメージ



（資料）厚生労働省「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律参考資料集

（令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布）」より引用

また、個人事業所では、法定16業種に該当する常時5人以上の従業員を使用するものが厚生年金適用とされていたが、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業については事務処理等の面からの支障はないと考えられ、さらに他の業種と比べても法人割合が著しく低いこと、法人化に際して制度上の制約があることなどから、適用業種に追加されることとなった。また、2022年6月7日、「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。勤労者皆保険の実現に向けて、被用者保険の適用拡大の着実な実施や更に企業規模要件の撤廃・非適用業種（飲食、宿泊業等）、フリーランス・ギグワーカーへの社会保険適用について被用者性の捉え方等の検討を進めることが盛り込まれている。

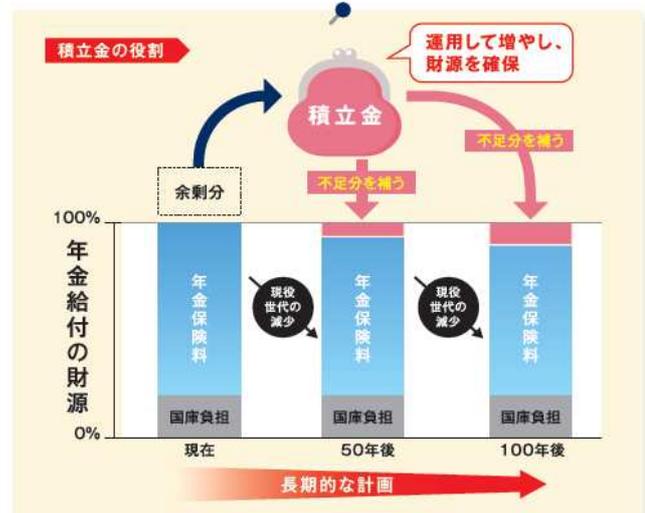
2. 財政検証が年金改正に与える影響

年金財政が問題なく推移しているか、5年に1度財政検証が行われている（2015年8月号アナリストの眼参照）。直近は2019年に行われ、「被用者保険の適用拡大」と「保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択」のオプション試算が実施された。前者は1.で述べた通りであり、後者は基礎年金の拠出期間延長が先送りされたものの、年金繰り下げ受給の上限は70歳から75歳に引き上げられた。

次回財政検証は 2024 年に実施される。最近の出生率の低下や超高齢化の進行などを考慮すると、年金財政に与える影響は大きく、次なる改正のためのオプション試算が盛り込まれる可能性がある。経済前提が悪化しているのであれば、収入の増加、支出の抑制が検討されることになる。公的年金の収入はどこから得ているのだろうか。

公的年金の制度発足時には積立方式を採用しており、将来にわたって一定の率で収支均衡が図られるような平準保険料を設定していた。しかし、戦後のインフレによる積立金の目減りや疲弊した経済状況での負担能力を考慮し、平準保険料を下回る保険料を設定し、保険料を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用した。この時点で純粋な積立方式からは乖離している。1954 年の制度改正で、少なくとも 5 年ごとの財政再計算（保険料率の見直し）を行うことを法定化した。高度成長に伴って物価や賃金が上昇するなかで年金の実質価値を維持する仕組みとして、1973 年の制度改正で「物価スライド」、「賃金再評価」の仕組みが導入された。物価スライドや賃金再評価に要する原資を後代の保険料負担により賄うとしたことで賦課方式の要素が強まった。当時はまだ保険料収入が年金給付額を上回っていたため、修正積立方式と呼んでいた。1985 年の制度改正で基礎年金制度を創設、産業構造の変化により、旧国民年金の被保険者となる農業・自営業者が大きく減少するなかで、国民年金を全国民共通の基礎年金に再編し、被用者年金制度を含めた制度全体で費用を拠出する方式を導入した。基礎年金の財政は、完全に賦課方式で運営されていること、当時の財政見通しでは高齢化のピークを過ぎた後は積立金は給付費の 1 年分程度となることから「賦課方式」が基本と説明されるようになった。2004 年の改正では、積立金は急速な高齢化の進行の影響を緩和する位置づけであることが明確となり、おおむね 100 年程度の期間で、給付費 1 年分に相当する積立金を残して、年金財政を均衡させる方式が導入された。原則は現役世代の保険料負担で賄うが、積立金の運用収益や元本は将来世代の年金給付を補うために使われていることになる（図表 3）。

図表 3. 年金財政における積立金の役割



(資料) GPIF ホームページより引用

この役割を担う機関の 1 つが年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF：Government Pension Investment Fund）である。公務員の共済年金を除いた、サラリーマンや個人事業主などの公的年金を管理運用している。2021 年度末の資産残高は 196 兆 5,926 億円で世界最大の年金基金¹とも呼ばれている。我が国の代表的な私的年金である確定給付企業年金の資産残高が 83 兆 1,688 億円、企業型確定拠出年金が 17 兆 7,317 億円、個人型確定拠出年金（iDeCo）が 2 兆 9,563 億円（2020 年度末）であることと比べると、巨額の資産を保有しており、債券市場や株式市場にも大きな影響を与えている。GPIF の基本ポートフォリオは国内債券、国内株式、外国債券、外国株式に 25 パーセントずつ割り振っており、2021 年度決算の修正総合収益率は +5.42% となった。なお、2020 年度は +25.15% で好調だったが、2019 年度は ▲5.20% であり、収益率がマイナスになることもある。

この役割を担う機関の 1 つが年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF：Government Pension Investment Fund）である。公務員の共済年金を除いた、サラリーマンや個人事業主などの公的年金を管理運用している。2021 年度末の資産残高は 196 兆 5,926 億円で世界最大の年金基金¹とも呼ばれている。我が国の代表的な私的年金である確定給付企業年金の資産残高が 83 兆 1,688 億円、企業型確定拠出年金が 17 兆 7,317 億円、個人型確定拠出年金（iDeCo）が 2 兆 9,563 億円（2020 年度末）であることと比べると、巨額の資産を保有しており、債券市場や株式市場にも大きな影響を与えている。GPIF の基本ポートフォリオは国内債券、国内株式、外国債券、外国株式に 25 パーセントずつ割り振っており、2021 年度決算の修正総合収益率は +5.42% となった。なお、2020 年度は +25.15% で好調だったが、2019 年度は ▲5.20% であり、収益率がマイナスになることもある。

3. 年金の見える化への期待

金融庁は 2021 年 12 月 28 日に保険会社向けの総合的な監督指針を改正した（図表 4）。保険会社向けの監督指針に「公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提

供を適切に行う」といった規定を盛り込んでいる。また、「公的保険を補完する民間保険の趣旨から、保険募集人が制度を適切に理解するよう教育」「顧客が自らのライフプランなどを踏まえ、保障の必要性を適切に理解した上で契約を結ぶよう配慮する」といった規定も盛り込んでいる。特に注目されるのは公的保険の例示として公的年金を取り上げ、「公的年金の受取試算額などの公的保険制度について情報提供を適切に行うなど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法を行っているか。」と言及している。

図表 4. 保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務） 保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法 意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務） 保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法 意向把握・確認の方法については、顧客が、<u>自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結しよう図っているか、そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、</u>取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。</p>

(資料) 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(別紙2)より引用

厚生労働省はホームページにおいて、個々人の年金の「見える化」のための取組みとして、公的年金の受取試算額を簡易に試算できる公的年金シミュレーター²を 2022 年に提供した。まだ試験運用中であるが簡単でスムーズな操作性、ID・パスワードが不要、簡易に試算できることから、公的年金シミュレーターへの合計アクセス件数は、試験運用中にもかかわらず順調に伸び、公開後 2 か月で約 48 万回に到達した。有用なツールとなる可能性があるが、機能は老齢年金に絞られており、遺族年金や障害年金の試算はできない。

英国は年金ダッシュボードと呼ばれている公的年金や私的年金を含めた総合的なプラットフォームの開発に取り組んでいる。日本でも同様の構想から、この公的年金シミュレーターが開発されており、試算結果を生命保険会社等が運営するアプリ等に取り込み、公的年金・私的年金と生命保険を併せて「見える化」していくことが期待されている。しかし、老齢給付を軸として開発されているため、死亡保障や障害保障などについてもツールが別途必要になる可能性がある。

年金の見える化については、お客さまのニーズを鑑みれば、老齢給付だけでなく、公的年金の遺族年金や障害年金、そして退職金、確定給付企業年金、確定拠出年金の死亡給付、確定拠出年金の障害給付金も考慮すべきではないか。生命保険には個人年金等の貯蓄性商品に加え、死亡保障、障害保障、医療保障、介護保障、就業不能保障等の様々な商品がある。これらを併せて見える化していくには、生命保険会社等の創意工夫が必要になってくるだろう。公的年金の改正もあるなか、生命保険会社は、年金等に関する情報を、公的年金シミュレーターに併せて自社ツールも活用しつつ、創意工夫により、お客さまに柔軟に情報提供することが求められているのではないだろうか。生命保険会社への期待は大きい。

(人事部 年金数理人 中林 宏信)

¹ Thinking Ahead Institute 「2021 年度の世界の運用資産額上位 300 の年金基金ランキング」
<https://www.thinkingaheadinstitute.org/news/article/top-pension-fund-assets-rise-strongly-despite-pandemic-uncertainty/>

² 厚生労働省ホームページ 「公的年金シミュレーター」 <https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>